　　　七尾市里山里海キッチン条例

　（設置）

第１条　中心市街地の活性化と七尾駅前の賑わい創出を図るとともに、食をとおして多様な世代の交流を促進するため、次の施設を設置する。

(1)　名称　里山里海キッチン

(2)　位置　七尾市御祓町１番地

（休館日）

第２条　里山里海キッチンの休館日は、１２月２９日から翌年１月３日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、同項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用時間）

第３条　里山里海キッチンの利用時間は、午前８時３０分から午後９時までとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、同項に規定する利用時間を変更することができる。

（利用の許可）

第４条　里山里海キッチンを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも、同様とする。

２　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、里山里海キッチンの利用を許可しない。

(1)　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2)　施設、設備又は備品等（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失する

おそれがあると認めるとき。

(3)　管理上支障があると認めるとき。

(4)　暴力団排除の趣旨に反すると認めるとき。

(5)　前各号に掲げる場合のほか、市長が利用を不適当と認めるとき。

３　市長は、第１項の許可をするにあたり、管理上必要な条件を付すことができる。

（使用料）

第５条　前条の規定により里山里海キッチンの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、使用料を後納することができる。

２　市長は、特にその必要があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料の一部を減額し、又は全部を免除することができる。

（使用料の還付）

第６条　既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付した使用料の一部又は全部を還付することができる。

(1)　利用者の責任によらない理由で利用できなくなったとき。

(2)　利用開始日の３日前までに利用の取りやめの申出をした場合で、市長が相当

の理由があると認めたとき。

(3)　前２号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めたとき。

（目的外利用等の禁止）

第７条　利用者は、利用の許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は利用の許可によって生じる権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（指定管理者による管理）

第８条　里山里海キッチンの管理は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

２　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　里山里海キッチンの目的を達成するため必要な業務

(2)　里山里海キッチンの利用の許可に関する業務

(3)　里山里海キッチンの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

３　第１項の規定により里山里海キッチンの管理を指定管理者に行わせる場合は、第２条及び第３条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、里山里海キッチンの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は利用時間を変更することができる。

４　第１項の規定により里山里海キッチンの管理を指定管理者に行わせる場合は、第４条及び第６条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

５　指定管理者は、里山里海キッチンに特別な設備又は装備を設けようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

６　指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、里山里海キッチン又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。

（利用料金の収受）

第９条　第８条第１項の規定により里山里海キッチンの管理を指定管理者に行わせる場合は、里山里海キッチンの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させることができる。

２　前項の場合において、利用料金は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が定めることができる。

３　指定管理者は、利用料金を定めようとするときは、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

４　第１項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、第５条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（損害賠償）

第１０条　利用者は、里山里海キッチンの施設等を損傷し、若しくは滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、これを免除することができる。

（委任）

第１１条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和３年８月１日から施行する。

別表（第５条関係）

　　使用料

|  |  |
| --- | --- |
| 単位 | 使用料 |
| １時間あたり | ２，０００円 |

　備考

　　１　この表の規定により算定した使用料は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の額を含んだ額である。

　　２　利用する時間には、準備、後片付け等に要する時間を含むものとする。

　　３　利用する時間が１時間に満たない場合は、１時間とする。

　　４　利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、使用料に次の割合を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。

　　　(1)　入場料等が５００円以下の場合　１００分の５０

　　　(2)　入場料等が５００円を超え、２，０００円以下の場合　１００分の１０

　　　　０

　　　(3)　入場料等が２，０００円を超える場合　１００分の１５０

　　５　利用者が入場料等を徴収しないで営業その他これに類する目的をもって利用する場合の使用料は、使用料に１００分の５０を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。